

軽自動車税(種別割)の減免申請

身体に障がいをお持ちで歩行が困難などの事情がある人が、自家用車などを所有し使用する場合に、軽自動車または普通自動車いずれか1台に限り、減免を受けることができます。

●軽自動車税(種別割)の減免

■申請期間 4月24日(金)～5月25日(月) ■申請場所 税務課 市民税2係(市役所2階7・8番窓口) ■申請に必要なもの ①申請書 ②運転免許証(写) ③マイナンバーカードか通知カード ④軽自動車税(種別割)納税通知書(5月15日(金)以前に申請する場合は不要) ⑤身体障害者手帳または療育手帳など ⑥自動車検査証(写) ⑦障がい者同一生計者が障がい者のために使用する場合は、それを証明する書類(通学・通院証明書など ※通院証明書は前年度に減免を受けていれば診察券でも可) ⑧印鑑

※障がいの区分や車検証上の名義人によっては、減免の対象にならない場合あり

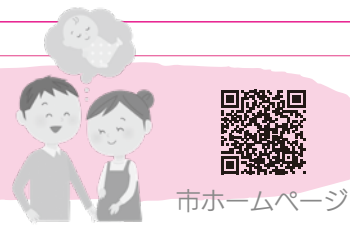
●普通自動車の減免

新潟県三条地域振興局 税部 収税課 ☎ 0256・36・2212へお問い合わせください。

●郷土史「第13号」頒布します

郷土の歴史資料として活用ください。

■頒布開始日 4月20日(月) ■頒布場所 社会教育課(中央公民館内)、燕図書館、吉田図書館、分水図書館、長善館史料館、分水良寛史料館 社会教育課文化振興係(中央公民館内) ☎ 0256・63・7002



**不育症治療費助成を新たに開始！
一般不妊治療費助成は助成額を拡大します！**

●不育症治療費の助成

不育症に悩み、治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るために、「不育症治療費助成事業」を新たに開始します。

☑ 次の①～④のすべてに該当する人

①法律上の婚姻をしている夫婦 ②治療期間および申請する日に、燕市に住所を有していること(夫か妻の一方のみでも可) ③医療機関で不育症と判断され、治療の必要が認められた人 ④市民税などの未納がないこと

■助成内容

| 対象費用 | 助成額 | 助成額上限 | 最大申請年数 | 所得・年齢制限 |
|-------------------|----------|-----------|--------|---------|
| ①保険適用内(母子健康手帳交付前) | 自己負担額の半額 | 1回の上限10万円 | 5年度まで | なし |
| ②保険適用外(1治療分) | | | | |

■申請に必要なもの ○不育症治療費助成事業申請書 ○不育症治療費助成事業受診等証明書 ○申請者名義の通帳 ○保健医療機関発行の領収書・明細書 ○印鑑

●一般不妊治療費の助成

これまで実施している一般不妊治療費の助成が新しくなります。男性の不妊治療への参加、より早い時期から検査や治療を受けるきっかけになるよう、助成内容を拡充します。

助成対象者や対象となる治療などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

■助成額・助成回数

| 治療日 | 助成額 | 助成額上限 | 申請回数 | 年齢制限 |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------|------|
| 初診日から1年間(令和2年4月1日分から対象) | 自己負担額の全額 ※1年以内に夫婦ともに検査することが条件 | 1年度の上限なし ※ただし、5年度の間で総額50万円まで | 1年度1回、通算5回まで | なし |
| 初診日から2年目以降 | 自己負担額の半額 | | | |

※令和2年3月31日治療分まで…自己負担額の半額(年間支給上限10万円)

■申請・問合せ 健康づくり課 健康推進係(市役所1階17番・18番窓口) ☎ 0256・77・8182

つばめ若者会議 TSUBAME WAKAMONO KAIGI

燕ジョイ活動部 NJOY 活動部

燕ジョイ活動部3期目メンバーを募集中

今年度、つばめ若者会議 燕ジョイ活動部チームは、2つのプロジェクトを実施。若者がまちづくりを楽しみながらアイデアを実現できる場を創出します。

■活動期間 令和4年3月末まで

☑ 高校生～29歳までの若者 ※出身地域は問いません

☑ 各プロジェクトとも月1・2回程度のミーティングや活動

申 つばめ若者会議公式WEBサイトの申込フォームから

☑ 地域振興課 地域振興係 ☎ 0256・77・8361

✉ wakamono@city.tsubame.lg.jp

①高校生限定プロジェクト 「燕市役所まちあそび部」(新規)

市役所をたまり場にして、“あそび”をテーマに自由にやりたいことを語り合います。まちをフィールドにした高校生の活動を実施します。

【第1回ミーティング】

時 4月29日(祝) 午後3時30分～(予定)

所 市役所

他 講師：若新雄純さん(慶応義塾大学特任准教授)

②学生・社会人プロジェクト

“まずやってみる”をモットーに、まちづくり活動のつくり方や地域とのつながり方を学び、さまざまな活動を実施します。

【第1回ミーティング】

時 5月上旬予定 所 市役所

☑ つばめ若者会議 公式WEBサイト

健康・福祉

成人男性に対する 風しん抗体検査・予防接種の実施

対象となる人に送付したクーポン券で、抗体検査を受けることができます。その結果、十分な量の抗体がないと判明した場合は、予防接種を受けることとなります。

クーポン券のない対象の人で、抗体検査を希望する場合は、ご連絡ください。

☑ 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

■実施期間・助成回数 令和4年3月31日(木)まで・1人1回のみ ■実施医療機関

抗体検査…協力医療機関、職場健診、市の特定健診

☑ 予防接種…協力医療機関(職場健診での実施については、職場にご確認ください)

☑ 健康づくり課 健康推進係 ☎ 0256・77・8182

お知らせ

国民年金保険料 学生納付特例の申請は 毎年忘れずに

前年度に国民年金保険料の学生納付特例が承認された人で、今年度も申請を希望する人は、日本年金機構から届いた「はがき形式の学生納付特例申請書」で手続きをしてください。 ※申請書が届いていない人は、保険年金課(市役所1階12・13番窓口)で手続きをしてください。

■手続きに必要なもの ①年金手帳(または基礎年金番号の分かるもの) ②学生証の写しまたは在学証明書(原本) ③印鑑 ④マイナンバーが分かるもの ⑤運転免許証などの身分証明書 ⑥保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8136 / 三条年金事務所 ☎ 0256・32・2239

■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>